

令和7年3月4日

八尾駐屯地におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

1 本リストは、オープンカウンター方式実施要領に基づく手続が必要です。

2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連 番号	件名	納入(履行)場所	納期 (履行期限)	見積依頼書 公表	見積書 提出期限	見積合わせ の日時	防衛省競争 参加資格	備考
102	5 t 天井クレーン点検	陸上自衛隊 八尾駐屯地	7.3.28	7.3.4	7.3.11 10:00	7.3.11 10:00	防衛省競争参加資格（全省 庁統一資格）を有しない者で あっても、少額随契と同等規 模の契約を常時継続的に締結 していることを証明できる 者、過去の実績等により十分 な履行能力が証明できる者で あれば参加可	・総品目総額決定
			以下余白					

4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先

〒581-0043

住所：大阪府八尾市空港1-81

契約機関名（担当）：陸上自衛隊八尾駐屯地第398会計隊八尾派遣隊

（元村）

電話番号（内線）：072-949-5131 （内線:348）

FAX 番号：072-949-5313

メー ル：メール ma429fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

見積書

件名リスト一連番号 102 (7.3.4)

(税抜き)

見積金額¥

	品名	規格	単位	数量	単価	金額
1	5t天井クレーン点検	仕様書のとおり	セット	1		
2		以下余白				
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
	納入場所 (履行場所)	陸上自衛隊八尾駐屯地			納期 (履行期限)	7.3.28
	契約保証金	(免除)			入札(見積)書 有効期間	

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要領」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。また、当社(個人の場合)、当団体(団体の場合)は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和7年3月11日

分任契約担当官陸上自衛隊八尾駐屯地
第398会計隊八尾派遣隊長 寺内 宏 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者氏名
担当者連絡先

※押印は担当者名とその連絡先で代えることができます

市場価格調査書

件名リスト一連番号	102 (7.3.4)
-----------	---------------

(税抜き)

見積金額¥

品名	規格	単位	数量	単価	金額
1 5t天井クレーン点検	仕様書のとおり	セット	1		
2					
3 1 労務費					
4 点検及び検査費		式	1		
5 2 その他					
6 (1) 運搬費		式	1		
7 (2) 諸経費		式	1		
8					
9					
10	その他内訳等については別紙にて、様				
11	式随意で記載をお願い致します。				
12					
13					
14					
納入場所 (履行場所)	陸上自衛隊八尾駐屯地		納期 (履行期限)	7.3.28	
契約保証金	(免除)		入札(見積)書 有効期間		

令和 年 月 日

分任契約担当官陸上自衛隊八尾駐屯地
第398会計隊八尾派遣隊長 寺内 宏 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者氏名
担当者連絡先

※押印は担当者名とその連絡先で代えることができます

陸上自衛隊仕様書		
物品番号	仕様書番号	
クレーン検査用ウェイトレンタル	W000006	
	作成	令和5年10月31日
	変更	令和6年6月17日
	作成部隊名	中部方面航空隊本部
1 総則		
1.1 適用範囲		
この仕様書は「クレーン検査用ウェイト」について規定し、八尾駐屯地において調達する場合に適用する。		
2 規格等		
a) クレーン荷重試験用ウェイト 3トン(1トン×3個)		
b) 玉掛けワイヤー3トン用		
3 数量		
1セット/日(1日間)		
4 使用場所		
大阪府八尾市空港1丁目81番地 陸上自衛隊八尾駐屯地		
5 使用期間		
令和7年2月3日 使用時間0900～1500		
搬入時刻0830(細部は係官と調整すること。)		
搬出時刻1530～1600(細部は係官と調整すること。)		
6 受領及び返納		
運搬は請負業者が実施するものとする。		
7 その他		
a) 受領及び返納時、不具合事項があった場合については、相互に別途調整するものとする。		
b) 上記の内容について疑義のある場合は、契約担当官と調整するものとする。		